日 調 連 発 第 ６ １ 号
令 和 ５ 年 ５ 月 ３ ０ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する周知について（依頼）

標記について、法務省等から、下記事項について周知依頼がありましたので、貴会会員への周知方にご協力いただきますようお願いします。

記

１　令和５年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等の協力依頼

別添のとおりです。

なお、法務省民事局民事第二課から、今回の周知に当たっては、各土地家屋調査士会や貴会会員のみならず、それらの取引先等にも標記周知が届くような取組について検討し、可能な範囲で対応をお願いしたい旨の連絡を受けておりますので、ご配意いただきますようお願いします。

２　公正取引委員会による注意事例

公正取引委員会において、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、どのような業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を改めて明らかにして公表しています。

○　注意事例の概要やそれを分かりやすい形で説明したイラスト資料のURL

https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf

○　免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆ＡのURL

【財務省】　http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】　https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html

【中小企業庁】　https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html

【国土交通省】　https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※　各ウェブサイトに掲載されているＱ＆Ａは全て同じ内容です。

3　中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口

中小企業庁の補助事業において、免税事業者のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など各種相談先を紹介する「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」が開設されています。

○　中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口の URL

https://chusho-invoice.jp/

別添

令和５年５月 19 日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

法　　務　　省
財　　務　　省
国　　税　　庁

令和５年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等について（協力依頼）

平素から、表示に関する登記や土地の筆界の専門家として、不動産に関する権利の明確化及び国民生活の安定・向上に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始される本年 10 月１日まで、残すところ４か月となりました。

お陰様をもちまして、貴会に多大なる御協力をいただいたこともあり、インボイス発行事業者の登録申請が、約 320 万件（３月末時点）となりました。
また、３月末時点をもって、課税事業者全体の約９割の事業者の方が申請済みと考えられます。

今般、令和５年度税制改正にてインボイス制度に関する負担軽減措置等が盛り込まれたところであり、国税当局を初め法務省としても、当該負担軽減措置の内容はもとより、その他制度に関連する補助金等の支援策や、国税当局に登録要否についての個別相談ができる旨なども含め、周知広報を行っていくこととしております。

そのため、これまでより数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もございますが、制度開始を円滑に迎えるに当たり、各土地家屋調査士会や貴会会員に制度の内容を正確に御理解いただき、必要な準備・対応を進めていただくため、以下４点について御協力賜れば幸いです。

１．令和５年度税制改正等の周知について

前述のとおり、インボイス制度については、令和５年度税制改正において、事業者の方の負担軽減措置等を講ずることとなりました。
特に、この負担軽減措置等は中小・小規模事業者（免税事業者）の方にとって、インボイス発行事業者の登録を受けるか否かの検討をするに当たって重要な検討材料となります。国税庁において、税制改正の内容を案内するリーフレットを作成しておりますので、御案内させていただきます。
このほか、これからインボイス制度の登録要否の御検討を始めるに当たり、まずは制度を知りたいという方に向けて、消費税の仕組みからインボイス制度の内容について分かりやすく説明した周知広報動画などを公開しております。
貴会におかれましても、各土地家屋調査士会や貴会会員に各種コンテンツを御案内いただき、必要に応じて御活用いただきますと幸いです。
※　講師派遣依頼及び寄稿依頼も引き続き受け付けておりますので、説明会の開催を御検討のほど、よろしくお願いいたします。

２．事業者への個別相談対応について

全国の税務署では、これまで御案内してきた説明会に加え、登録の要否を御検討している事業者の方々を対象に、登録の考え方や補助金等の支援策などの情報等を個別に御案内する「登録要否相談会」を開催しております。

また、中小企業庁の補助事業において、免税事業者のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など各種相談先を紹介する窓口を開設しているほか、各省庁においても、事業者の皆様が抱える様々な疑問やお悩みに対応するため、各種補助金や下請法・独占禁止法等に関する相談窓口を設けております。

貴会におかれましては、各土地家屋調査士会や貴会会員のみならずそれらの取引先等を含め、上記のような立場に該当する場合は、必要に応じて御案内していただきますよう、お願いいたします。

なお、制度の一般的な御相談は、インボイスコールセンターでも承っております。

３．登録申請について

インボイスを発行するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、インボイス発行事業者の登録を受け、登録番号を取得する（税務署から通知を受ける）必要があります。

この登録申請・通知について、以下のようなお問い合わせが増えています。

- 登録通知書はいつ届くのか。
- 登録通知書を紛失してしまった。
- 登録申請書の記載方法が分からない。

e-Tax を利用することで、問答形式でスムーズに申請書を作成でき、登録通知も早く受け取ることができます。さらに電子通知を希望することで、紛失リスクのない電子データによる登録通知を受け取ることができますので、是非とも「e-Tax による登録申請」をしていただきますよう、お願いいたします。

４．中小企業等に向けた支援措置

令和４年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたＩＴ導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。各土地家屋調査士会や貴会会員のみならずそれらの取引先等にも御活用いただけるよう、別紙に記載されているＵＲＬの周知をお願いいたします。

なお、補助対象者等事業の詳細については、補助金事務局ホームページを御確認ください。

（以　上）

（別　紙）

制度全般や説明会等の情報に関する御案内

【国税庁　インボイス制度特設サイト】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm

制度の概要をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁　令和５年 10 月　インボイス制度が始まります！！（リーフレット）】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf
【YouTube 国税庁動画チャンネル】
https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc
【国税庁　免税事業者のみなさまへ　令和５年 10 月１日から　インボイス制度が始まります！】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf

制度の詳細をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁　消費税　インボイス制度に関する改正について】
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf
【国税庁　適格請求書等保存方式の概要　インボイス制度の理解のために】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf
【国税庁　適格請求書等保存方式に関するＱ＆A】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

制度に関する各種御相談窓口

【国税庁　インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ

【財務省】
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm
【公正取引委員会】
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html0
【中小企業庁】
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html
【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html
※　各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁　各種支援策の御案内】
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_invoice.pdf
【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】※免税事業者向け
https://chusho-invoice.jp/